

【市内出身者のUターンに伴う住宅改修等に対して、支援金（Uターン住宅改修等定住促進支援金）を交付します。】

えびの市では、市外に居住していた市内出身者がUターンを目的として、市内業者を利用して空き家の改修等を行う場合に、その経費の一部を支援金として交付します。

また、中学生以下の子どもを扶養している場合は、子育て加算金を支給します。

市外在住の親族・友人・知人でえびの市内へのUターンを希望している人がいる場合は、ぜひ、ご紹介ください。

【Uターンの定義】

進学、就職等でえびの市外に居住していた市内出身者が、定住の意思を持って再び転入すること。

【対象住宅】

市内にある空き家でUターンする人が所有権等を有し、Uターン後に居住する住宅

【交付対象者】 次のいずれにも該当する人

- ・対象住宅の所有権等を有する人
- ・申請時点において、1年以上他の市区町村の住民基本台帳に記録されている人
- ・支援金受領後、引き続き5年以上本市に定住することを誓約する人
- ・居住地の自治会に加入する人
- ・世帯全員に市税等の滞納がない人
- ・対象住宅の改修に関し、市の他の制度による補助金の交付を受けたことのない人

【交付対象事業】

- ・台所、風呂およびトイレ等の修繕
- ・内装、屋根および外壁等の改修
- ・家財道具等の運搬および廃棄
- ・屋内の清掃
- ・その他Uターン者が居住するために必要な住宅の改修等

【支援金の額】

- ・住宅改修等支援金：事業費の2分の1に相当する額（上限50万円）
- ・子育て加算金：扶養する中学生以下の子ども1人につき10万円（上限20万円）

問 市企画課 定住対策係 TEL35-1111（内線321）